

令和元年第3回（6月）大郷町議会臨時会会議録第1号

令和元年6月21日（金）

---

応招議員（14名）

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員（14名）

応招議員と同じ

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	教育長	鹿野毅君
参事	残間俊典君	参事(特命担当)	千葉伸吾君
総務課長	浅野辰夫君	財政課長	熊谷有司君
まちづくり政策課長	伊藤義継君	税務課長	武藤弘子君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	鎌田光一君
農政商工課長	高橋優君	地域整備課長	三浦光君
会計管理者	遠藤努君	学校教育課長	斎藤雅彦君
社会教育課長	菅野直人君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第1号

令和元年6月21日（金曜日） 午前11時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の訂正について  
日程第4 議案第35号 財産の取得について

---

本日の会議に付した案件  
議事日程と同じ

---

---

午 前 11時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます

町長（田中 学君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和元年第3回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、6月定例議会に引き続き、何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

6月議会は、4日間の会期にわたり、慎重に御審議いただき、提案した全議案につきまして議決を賜りましたことに、まことにありがとうございました。

時の流れはまことに早いものでございます、本年9月10日をもって、町議会議員の4年の任期を迎えることになりました。

今後、9月の定例議会の前に付議する案件が発生しない限り、本日の臨時議会が、任期満了前の最後の議会となります。

この4年間の議員皆様の御協力に対し、心から感謝と御礼を申し上げますとともに、町民の福祉向上と町政発展のために注がれた皆様の御努力に対し、深甚なる敬意と感謝を表する次第であります。

任期を迎える皆様方の今後の方針につきましては、それぞれ心のうちに、おありでしょうか、引き続き出馬される方々におかれましては、来たる8月25日の町議会選挙での御健闘をお祈り申し上げますとともに、めでたく御当選になり、再びこの議場でお目にかかれることを、御祈念申し上げたいと思います。

さて、本日、提出しております議案は、先の6月定例議会でも報告した平成30年度下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書に訂正が生

じましたので、再調整し、報告するものでございます。

また、道の駅西側駐車場の購入について、相手方と仮契約を締結いたしましたので、「財産の取得について」の議案を上程するものでございます。

議案の詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、慎重に御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、13番吉田茂美議員及び1番赤間茂幸議員を指名いたします。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定しました。

---

---

#### 日程第3 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の訂正について

議長（石川良彦君） 報告第3号 「繰越明許費繰越計算書の訂正について」を議題といたします。

提出者から報告第3号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の訂正について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき平成30年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月21日 提出

大郷町長 田中 学

次ページをお開きください。

平成30年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明をいたします。

第1款下水道事業費第2項下水道建設費、マンホールポンプ長寿命化事業1380万円。繰越額、同額。未収入特定財源としまして、国庫支出金6,899,000円、地方債680万円、一般財源は101,000円で、令和元年5月29日に工事を完了してございます。

これにつきましては、令和元年第2回定例会で、平成30年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告をしたところでございますが、マンホールポンプ長寿命化事業の財源内訳につきまして訂正をお願いするものでございます。

未収入特定財源の国庫支出金6,900,000円を6,899,000円に、地方債6,900,000円を6,800,000円に減額し、一般財源0円を101,000円に増額するものでございます。

これは、事業費の確定により、事業費が13,799,160円、国庫補助率二分の一で、国庫支出金が6,899,000円となるものです。地方債につきましても、国庫支出金の残額100パーセント充当可能ですが、10万円未満が切り捨てとなることから、6,800,000円となるものでございます。国庫支出金、地方債が減額となり、財源不足となることから一般財源101,000円を増額するものでございます。

以上で平成30年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の訂正についての報告を終了します。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第3号の報告を終わります。

繰越明許費の報告でありますので、報告のみとなります。

---

#### 日程第4 議案第35号 財産の取得について

議長（石川良彦君） 日程第4 議案第35号 「財産の取得について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第35号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第35号 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第3条の規定により議会の議決を求める。

## 記

1 財産の種類 不動産（土地）

2 所在地等 別紙のとおり

次ページをお開きいただきたいと思います。番号、所在地、公簿地目、現況地目、地積とございますが、公簿の簿が応募の募になっていましたので、簿記の簿に訂正をお願いしたいと思います。1、大郷町中村字馬場沢9番、公簿地目、畑、現況地目、雑種地、地積が1,113.00平方メートル外10筆で、合計8,921.05平方メートルでございます。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

3 取得目的 道の駅駐車場等用地

4 取得価格 一金 80,000,000円

5 取得の相手方 山形県新庄市若葉町5番5号

株式会社 柿崎工務所

代表取締役 柿崎 力治朗

令和元年6月21日 提出

大郷町長 田中 学

議案第35号につきましては、道の駅駐車場等用地の財産の取得の契約にあたり、予定価格が700万円以上で土地面積が5,000㎡以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものです。本件につきましては、道の駅西側駐車場の土地を購入するもので、取得面積8,921.05平方メートル、取得価格80,000,000円とする土地売買仮契約書を令和元年6月19日付けで締結したところでございます。

以上で議案第35号の提案理由の説明を終了いたします。

御審議のうえ御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 前回一般質問何かで御質問したのと同じような内容になるかと思っておりますけれども、その時に聞き逃した部分もあったので再度お聞きしますけれども、まず一番目といたしまして、物産館リニューアルオープンに駐車場が出来ないとリニューアルオープン出来ない。と言っていましたけれども、なぜ駐車場を作らないとリニューアルオープンができないのか、その根拠をお聞かせいただきたいと思います。2番目といたしまして、参事は柿崎工務所の指名停止処分を軽微な違反と判断したので大郷町の公共事業に参加することは支障ないというような答弁

をしています。私としてはこのことに関して町長の判断と同じと受け止めています。支障がないということは、入札に参加するだけなら支障がないということと、そういう言葉と私は受け止めたのですけれども、しかしながら今回の件は、柿崎工務所は入札に参加したのではなくて、最初から町長が柿崎工務所を指名する手法で駐車場を整備させ、その駐車場を8,000万円で購入するとした構図を作ったと言わざるを得ません。特異な方法を取っているのであって、このようなことを行っている自治体は他にはないと思います。町長は常に民間活用とか産学官連携などと町民に訴えています。今後も町長と信頼関係にある特定の産学といたしますか、民間と特異な手法で事業を行っていくつもりなのかお聞きしたと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えします。

リニューアルオープンで駐車場がなければリニューアルオープンが出来ないのかという質問でございますが、リニューアルオープン時に、オープンする前にいろいろ検討した結果、駐車場敷がどうしても足りない、リニューアルオープンすればお客様が多く来るということが見込まれたため駐車場を設置すると、設置が必要だということで今回お願いしたものでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 何か大友議員。我々のやろうとしたこの事業に不信感をお持ちのようではありますが、今本町では人口減少する状況の中で年々、日増しにと申したほうが適切かと思いますが、日増しに人口が減少する中で財政も大変逼迫していく環境にあり、今民間をお願いして、本町の町づくりに協力を呼び掛けているところであります。この手法がよそにないということは、よそではこのような手法を取る環境にないということをおしは申し上げさせていただきたいというふうに思います。今回の場合は特に地元の企業に御相談を申し上げ、如何にして予定されている物産館のリニューアルに駐車場として間に合わせることができる手法がないかということで役場内でも検討し、また検討した結果をもって地元の企業に相談を持ち掛けたということは事実であります。そこであの面積を地権者から譲り受ける、そのために我々も [REDACTED] にこの内容を、説明をして、町で [REDACTED] から買い上げていろいろな手続きを踏んでこの事業を完成させるには、来春の事業になってしまうというそういうことからこの手法を取ったところであります。町の試算よりも高く買

い上げたということであればいろいろ問題もあろうかと思えます。我々は、あの地域は将来に立った考え方もございますし、まだまだあの地域が大郷町の将来に大きな新たな役割も果たしていかなければならない、そういう場所であるということから今回どうしてもあの駐車場を、このような手法で駐車場が完成した、完成品を購入したほうがはるかに安価につながるということと、将来を見通した、先行的な役割も十分果たしている内容のものだということでもあります。ですから新たな借金をしないで常に質素節約しながら、1年の決算で不用額を基金に積立ながら次の年度、またその時々には有効な財政措置をしながらこのような手法を取っている。基金を取り崩して購入していることにいささか疑問だという意見も本会議でございましたが、とんでもないことで、基金がなければ起債を起こすこと以外にないわけでありますから、何ら我々は恥じることなく今後も町のために、町の財政が逼迫するそれを補ってもらう民間との透明性を高めて今後こういう形でまちづくりを進めなくてはならない本町の状況だということを議員の皆さんも理解していただきたいというふうに思います。この議会の改選に堂々とそういうことを応対していただいて、大郷町の財政状況が本当に理解して反対する賛成する。やるのであれば徹底的にやってほしいなというふうに思います。今晚は最後の町政懇談会を大松沢でやりますが・・・。

議長（石川良彦君） 町長、質問の範囲内で答えてください。

町長（田中 学君） 今晚も財政に対する危機感の内容も話さなければならぬなと思います。今後もこういう手法を取れる範囲で、許される範囲でやっていくということを明言させていただいて、答弁いたします。

議長（石川良彦君） 2番大友三男議員。

2番（大友三男君） これ、町でやったりなんかすれば駐車場ができるのは来春になると。そもそもね、3月に物産館改修の設計予算を計上してからわずか8カ月の10月にリニューアルオープンするとした計画そのものが、11月にずれ込むなど全く計画性のない無理な事業で、リニューアルオープンが1カ月遅れるなど、駐車場がなければリニューアルオープンができないというのであれば、文化会館駐車場、野球グラウンド駐車場、フラップおおさと21駐車場、消防署裏の駐車場、それでも足りないのであれば、町民体育館グラウンドや大郷小学校グラウンドを利用し、シャトルバスを走らせることで間に合ったはずで。

議長（石川良彦君） 大友議員、議案の範囲内の質問にしてください。

2番（大友三男君） 間に合ったはずで、一般にイベント開催する場合に、交

通渋滞などを避けるために離れた場所に駐車場を設け、シャトルバスなどでピストン輸送するのが一般的でなぜそのようなことを考えなかったのですか。こういう予算を考える前に。駐車場を新しくする云々の前に、財政難というのであればこういうことも必要だったのではないかと思います。

あとまた2番目ね。柿崎工務所に対して、軽微な違反と判断したということは、例えば、飲酒運転ではなく酒気帯び運転だから軽微な違反ですよ。だから大丈夫だ。支障がないよと言っているのと同じことで。執行者がそのような判断をしたということになるわけで。指名停止処分を受けた柿崎工務所が信用できるのかという私の質問に、町長は、私は人を疑ったことはありません。あなたのその気持ちがわかりませんなどと答弁していますけども。聞いたことに答えておらず、今移住定住推進に向け、大郷町の素晴らしいことを大々的にPRしようとしている最中ですよ。町長が指名して工事をさせた業者が受けていた指名停止処分を軽微な違反と執行者が判断して大丈夫なのですか。このようなことをして大郷町の信用がなくなると思いますけれども、どのような考えなのかそれに対してお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） リニューアルオープンになぜあの駐車場を作ったのかと。これは簡単なのですよ。お客様に不便をかけないためにあの道の駅に隣接する駐車場を設けたと、こういうことです。あなたが言うようにあの近辺の駐車場を利用したらいいのではないかということは、その時のその日だけのことであればそれも可能ですよ。永久に使っていく場合にあの駐車場がなかったら、客をそっちにやればいいのかという理屈が出てまいります。イベントがダブった時にどうしますか。そんな理屈が通らないのですよ。それから柿崎の信用の問題、これについては、本当に法的に指名停止を受けた法的な手順でクリアしているこの企業に対して、我々は地元にはない企業であればあなたが言うような考え方もないわけではないのですが、地元の企業として常に大郷町に貢献をしているその会社を何で信用できないということになるのかなと私は思いますよ。言っているほうがそれならばいままでの生き方に対して間違いもあったかもしれない。それも許されないという現状が発生した議論になった場合にどうしますか。だから法律できちんと整理されるわけですから、それを未だにまだ何年前にこうした、ああした。言う私がおかしいかね。未だに何か問題を抱えていてそれを知っていてその事業所を信用した

ということであれば別ですけれども、何も問題ない本町に好意的に協力しようという企業に対してそんな不作法な話を言えるわけないですよ。以上です。

議長（石川良彦君） 2番大友三男議員。

2番（大友三男君） リニューアルオープンが一時的なもので一時的にその時だけ利用すればいいだけの話であって。来春でもいいのではなかったのですかという話ですよ。要するに。町長。ね。それね、本当に答弁になってないよ。それはそれとして。通常町が税金を使い駐車場を整備する場合ね、きのうの6月21日の地区懇談会で、きのうですよ。私もちょっと参加しましたけれども。町民の方から高崎団地の造成の件が話に出ましたけれども、この方もね、工事をする前に工事費がいくらで売るときにいくらになるのか、厳密な計算をしてやったのかと。更に税金を投入する場合、しっかり審議してやるべきではないのですかというような意見といいますか、質問がありましたけれども、それに対して、何か明確な答弁がなかったような気がするのですけれども。これね、高崎団地の件だけではなくて、今回の柿崎駐車場、購入にしても、柿崎工務所から出された資料だけで工事内容は十分とか、町で整備した場合、9,400万円になるから8,000万円は安いのだと。というような話になっているようですが、購入費8,000万円の貴重な税金を支出するというのであれば、客観的に誰もが納得できるような説明をすべきだと思いますけれども、今の説明だと誰もがですから、私はちょっと頭をひねるしかないのですけれども。客観的に説明してください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。簡潔にお願いします。

町長（田中 学君） あの事業をやるのに公共事業でやる場合にどれだけかかるのということで町が試算した。それが9,400万かかるということですよ。ですから町で断れば、あの土地必要でなければ断ることもできるのですよ。ただ、将来を考えると今譲り受けたほうが坪29,600円で購入できる、本来ならばあの向こうまで計画の中に入れたのですが、今回時間的にもそしてまた地権者の合意も取れなかったから、じゃそれは将来に将来を語る人たちにやってもらえばいいさということでとりあえずあそこまでお願いしたということでございますので、町が工事するよりもよっぽど安い、安い買い物をして怒られるということはどういうことなのか私は理解できない。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） まずあの、あそこを工事して確認する際、業者から柿崎

工務所から出された書類を基に強度などは確認して十分だところ話が  
あったのですが。あの場所は何という工法ですか、よく道路工事とかで  
丸い穴を開けて円筒状にして層とか調べるとかそのような調査は必要  
だと思うのですが、そういう調査はしないで買い求めるわけなのですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。駐車場につきまして  
は、町の土地ではございません。舗装の厚さにつきましては写真のほう  
でのみ確認をしてございます。以上です。

議長（石川良彦君） 6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） だから買うのにそういう検査、調査も必要ではないので  
すかと聞いているのですが、なかなかその辺の答弁がもらえないので  
すが、そういう調査は、必要ないのですか。本当に。（「ないと言っている」  
との声あり）もう1回確認したいのですが。その辺について1つとです  
ね。あと普通、物を買うとですね、車でも家電でも保証期間ということ  
があるはずなのですね。例えば普通にこう使っていて地盤でひび割れし  
たとか、入口がひび割れしたとそういうような状況になった場合、そう  
いう場合はどちらの責任でもって修復とかそういうものをするものな  
のか、そういうところはその補償についてどういうふうに考えているの  
か2点お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 1点目の内容でございますが、こちらについま  
してはあくまでも業者からいただきました資料に基づきまして、判断し  
てございます。その中で、今回提案いたしました契約が可決いたしました  
ら、公共施設としての安全性が担保されるのかどうか現地を再度確認  
いたしまして、必要に応じて対応してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 補償につきましてですが、契約書の中で2年間とい  
うことで謳ってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 買う前には、じゃ、そういう試験とかというのは買う前  
にはできないということのような話なのですが、買ってから例えば買っ  
てからこれではちょっと適していないよとなった場合はどのように対  
応するのかその辺もお答えいただきたいなと思うのですね。あと、2年  
間。2年間というのは、一般的にみてそういうものなのか、例えば物に  
よって土地は2年間、建物は何年間とそう決まっているものなのか。2

年間というのはちょっと短いというような気もするのですが、その辺の考え方をお聞きします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 2年間につきましては、国土交通省の舗装基準等に準じた内容でのこととなっております。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えします。まず、所有者がまず町ではございません。ですので、町が勝手に所有者の土地を調査するということとはできないと思われまます。しかしながら、業者のほうから資料を提供いただきまして、それに基づきまして、盛土等の調査、また舗装厚の確認等を行ってございまして、十分に駐車場としての地耐力を持っているというふうに判断したものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、質問に答えてない。ちょっと、さっき全員協議会で既にこの駐車場については、既に整備されている駐車場として求めるということで、駐車場を今回の契約に提案されているわけですが、月間で1,600台の出入りがあるというこの数字であります。一つそれでお聞きしたいのは、駐車場として整地する場合に建設等に係る、いわゆる法令ですね、こういうもの、例えばその法令の中で厚さとかあるいは安全性の問題とかそういうものについては、例え民間であっても国が定めているこの一つの駐車場の設計、施工指針とかあるいは駐車場の標準駐車場の条例、これに基づいた取り組みが、業者がやらなければならないと思うのですが、その辺についてどう確認されているのか。当然のことながらこれは町が何等かの形で県なり国に伝達する場合に町を通じてその辺の手続きが進むものかと思うのですが、その辺どうなっているのかお聞きしたいと思います。

それから今、若生議員からも質問がありましたが、買ってしまってから、取得してからその後自分の物になったから検査すると。もし検査した結果、そこに問題があれば、その場合の問題について、例えば、厚さが本来このぐらい、10センチだったのが5センチしかなかった。ならば、それはその施工者にいわゆる元の持ち主にその要求はできるという内容になっているのか。その辺の2年間の補償というのは具体的に何が2年間の補償なのか。私特に心配なのは、安かろう、大丈夫だというそういう町長の説明が力説されておりますが、安全性の問題で例えばあのフェンス、ちょっと今ちょっとアクセルを間違えばあんなものただ超えて

いくような、そういう安全を確保するためのいわゆる例えば車輪が行かないようにするために車止めですか、そういうものを作るとか、あれを見ると何の安全性もないし、進入路も何も見えない、ましては、大型の駐車は禁止されるということでそういう点で厚さがどうも疑問に思われるのですが、そういう点も含めて、法的なものどのようにクリアされているのか、それを確認されているのか。私はあの信頼する場合にはそういう法的なものの事業を進める中で最終的には完成報告書があって、それを認めて、町は、これは駐車場としての一つの商品としての取り扱いが初めて可能になるのかなと思うのですが、その辺の手続きをどうなされているのか、当然のことながらされていると思うのですが、町としてお答え願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。駐車場の法的なものという御質問でございますが、駐車場の法的なものにつきましては、こういったふうに整備しなさいというような法的なものはないかと思われれます。（「思われるのですか、調べましたか」との声あり）地域整備課のほうといたしましては、業者からいただきました資料に基づき、駐車場として、使えるかどうかというものを調査したものでございます。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 2年間の中でのいわゆる修補責任ということになってくると思いますが、契約の中で、引き渡し前に起因すること明らかに、事業者の瑕疵その他、土地の引き渡し前に起因することが明らかであるときは事業者のほうに請求することができるということに契約の中でなっておりますので、それにより修補していただくということになるかと思われれます。

議長（石川良彦君） 12番千葉議員。

12番（千葉勇治君） 課長。駐車場、標準駐車場条例の改正ということで、ちょっと古いのですが、平成2年6月11日付けで、建設省都再発第59号ということで各都市の駐車需要、駐車施設の整備状況等に応じて、適切な対応をすることということで、市町村にこの周知徹底をお願いすることということで約30年前になるのですが、こういう徹底が出ているんですね。それから駐車場設計施工指針ということでこれは平成4年6月10日付けで、各都道府県担当部市長、各政令市担当局長通達ということで、これも駐車場設計施工指針について、各課は更に、各自自治体にこの旨の徹底を図るようというところで出ているわけで。例え、民間がやってもそ

これは公の立場である町なりがそれをチェックする立場になるということとは法的に定められているということだと思っておりますが、それは何も無いということと言いきっていいのですか。もし、それが本当に県等に確認してされていないということになれば、この契約自身がただ民間の信頼ということで、何ら、物件について確認することなく、写真だけで確認して、それが良しとすることが、それで了解になれば今後、民の力ということで民がどういうことであれ、そういうことをやられることによって民間の土地であれば我々が入ることはできない。契約が終わってから入るということで、その間にもし、その売る側が何かあったらば、まるっきり泣き寝入りすることも十分にあり得ると思っておりますが、その辺についての問題はどのように検討されておりますか。併せて答弁願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 先ほど、お話ししましたが、引き渡しを受けた日から2年間まで補償するとなっておりますので、その間で、いわゆる引き渡し後の2年間に、起因するものはいわゆる事業者で修補していただくというようなことに契約条項になってございますので、もし、その2年間、今後2年間に出てくれば2年間の範囲内でそれは修補していただくというようなことになるものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。駐車場整備要綱につきまして、私、勉強不足なところもございました。ので、今後ですね、内容等について、確認をさせていただき、必要に応じて対応してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今後では遅いのですよ。きょう提案されているのですよ。これ。当然のことながらきょう提案するまでに学んで、初めて提案することが順序ではないのですか。駐車場設計施工指針の中ではですね、歩行者の通路を求めるとか、それから利用者の出入り口をどうするとか、あるいは車止めどうする。身体障がい者等に対する配慮、防災計画、案内表示、安全設備こういうものについて、ちゃんと確認された中で初めて駐車場として、月間1,600台が出入りする方々の安全を確保するということが求められているのですよ。これがどうして我々が買う場合にそういうものが全然確認されないで、ただ写真の報告で、写真の実態だけで信用しますだけでいいのですか。そんな町のやり方としてはぜ

口ですよ。それでは。私は許されないとしますよ。町長。もっともってこれは時間を掛けて（「はい」との声あり）ちょっと待ってなさい。これで終わるのですから。時間を掛けてもっともってこういう安全対策も含めてですね。6月に限らず、時間をかけてこの内容については、安全性を確保するというを十分に検討すべきだと思いますが、答弁を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 有料駐車場であればまだまだ、厳しいチェックをしなければなりません。ただ、現状を見て、現状で売買をする。今後駐車場としてもっと精度の高いものを望むのであれば、いろんな細かい設備もしなければならぬというふうに思います。現状を見て、この状況で売買するというで見えない部分については、皆写真を添付されておりますよ。碎石は何センチ、アスファルト厚さは何センチ、そういうところから試算して、町の公共事業だと9,400万円かかる。それが八千二百何十万円という提示された金額、8,000万円にできないかということで、8,000円で決めたということでございますので、何ら駐車場としての我々肉眼で見ている範囲では十分なくらいの内容にあるというふうに思うので、決定したので、見えない部分については写真添付、あの地域整備課。写真を見せてやって。公開してけろ。そうでないと納得できないということであれば、我々、そこまで議員が心配するような内容、町民に心配させないような内容で事業を進めているとこういうことでもありますので、御理解をいただきたいとします。（「写真の現場一緒に見よう、今から。写真の現場。」との声あり）どうぞ御自由に見てください。（「議案を審議する前にでしよ。結論出る前につしや。」との声あり）そういうものの考え方で我々仕事やっていないの。そういう考えでやっていないの。正攻法でやっているの。正攻法で。合法的にやっているよ。何ら問題ない内容だから職員のほうもこれならばいいという。そういうことでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。4番熱海文義議員。

4番（熱海文義議員） 4ページのほうで、前は田んぼだったと。今回駐車場にするのに宅地になっているということなのですが、これは駐車場だけしかできない宅地なのか、それとも将来的に何か建物が必要になったら建物が建てられる宅地の名目なのか、その辺だけちょっとお聞きしたいのですが。

議長（石川良彦君） 財政課長。



するに当たって、あくまで個人の所有地だからできないということで、今後買ってから調査すると、その2年間の補償の中で、それは、いろいろ改善は求めていくというような答弁でございますが、それ以前に、町として本来、例えば民間業者であれ、その建物が、その駐車場という整備がどのようになされたのか、法的な流れを見た場合にはこれ知らなかったでは済まない。月間1,600台ということは掛ける12でかなりの車の台数が出入りするわけで安全性について、もし何かあれば自ずから、町の責任は問われると思います。そういう点で私は今回の執行部のこの駐車場の財産取得については極めて信頼という言葉の中で隠された、見えない部分があまりにも多すぎると。確かに、あの土地が高いか安いかは別の問題として、駐車場として町が取得することについて、果たして、本当にこれでいいのかと。もっと私は独自の調査をするなり、その工事が果たして、設計どおり行われているのかどうか、その確認の中で間違いなく安全が担保されているとそういうことが法的にもあるいは実態の買う立場で商品を定める中で問題なしという状況を我々が確認してからでも十分に遅くはないのではないかと思います。そういう点でもう少し慎重な運び方を望むものであります。一体、駐車場として、整地する場合、ここにも持って来ましたが、国では、例えば、標準駐車場条例の改正ということで、平成2年6月11日付けで通知が出ております。各貴課市町村に対しても周知徹底をお願いするという文書でございます。通知です。それからもう一つは国の駐車場設計施工指針ということでこれは平成6年の年ではございますが、基本計画の中で歩行者の通路を確保しなさい。利用者の出入り口を明確にしなさい。あるいは車止めをちゃんと設けなさい。あるいは身体障がい者に対する配慮をしなさい。防災計画はどうなのか。案内表示、安全設備、これらについてどうなっているのかを確認した中で初めて求めるということが今後利用されるであろう皆さん方に対する安全を守る私は義務が町にはあると思います。そういう点からして、そういうもろもろのものをもっと深く調査し、再びこの議会に審議、かけてもらうことをお願いして、今回は反対するものであります。以上で反対討論といたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第35号 財産の取得についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は、全部終了いたしました。

閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今月は、6月定例会と本日の臨時会が開催をされました。

議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用中にも関わらず、御熱心に審議を賜り、心から感謝を申し上げます。

定例会・臨時会ともに、全議案を議了し、無事閉会できましたことは、御同慶に堪えない次第であります。

町長をはじめ、執行部各位におかれましては、成立を見た各議案につきまして、適切なる運営をもちまして、町政発展のため、一層の御努力をお願い申し上げる次第であります。

さて、本町議会議員の任期は、本年9月10日をもって任期満了となるものであります。今後、臨時会が開催されることがなければ、本議場において皆様と顔を合わせることも、本日をもって今期最後になるものと思われます。

顧みますと、この4年間は、東日本大震災から8年が過ぎ、最優先課題であった、復旧・復興事業も、町・議会・町民が一丸となって取り組み、ほぼ終了をいたしました。また、社会問題となっております人口減少、少子高齢化問題がクローズアップされ、本町でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、移住・定住、子育て支援、高齢者外出支援などの課題解決に取り組み、感慨深い4年間ではなかったかと思えます。

改めまして過去4年間、大郷町議会の運営に特段の御努力、御協力をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、来たる令和元年7月1日には、合併65周年の節目を迎えることとなります。本町の限りない発展を御祈念申し上げます。

今期限りで御勇退されます議員各位におかれましては、今後ますます健康に御留意されまして、大郷町発展のため、引き続き御指導、御協力

を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、今回の町議会議員選挙に際して、再出馬を予定している各位におかれましては、来たる8月25日の選挙において、全員が当選の栄位を得られ、再びこの議場で顔を合わせられますよう、各段の御努力、御奮闘をお祈り申し上げる次第であります。

簡単ではありますが、これを持って閉会の御挨拶といたします。

これにて、令和元年第3回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

皆様、大変御苦勞さまでございました。

午 後 1 2 時 0 0 分 閉 会

---

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員